

第二次審査に関する質問（1回目）に対する回答

糸島市運動公園整備・管理運営事業に係る第二次審査に関する質問（1回目）に対する回答を提示します。

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例)								
			第1条	1	(1)						
1	(1)	ア	(7)	a	(a)						
1	入札説明書	19	4	(2)	シ				「設計・建設・工事監理・開園準備業務の対価」及び、「維持管理・運営業務の対価から利用料金収入見込額を差し引いた価格」をご提示いただいておりますが、各参考価格を上回る金額で入札した場合でも、合計金額で予定価格を上回らなければ失格にならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 入札時に提示される「設計・建設・工事管理・開園準備業務の対価」又は「維持管理・運営業務の対価から利用料金収入見込額を差し引いた価格」の金額が、入札説明書に示す参考価格よりも高い金額であっても、合計金額が予定価格を下回っている場合は、第二次審査の失格とはなりません。	
2	様式集 基礎審査確認リスト		第2						施設計画に関する要求水準（屋外施設-屋外運動施設） テニスコートは2面以上フットサルコートと兼用とありますが、4面すべて兼用しなくてよいですか。	すべてのテニスコートをフットサルコートとの兼用にしてください。 様式IV-1-5_基礎審査確認リストの記述を訂正します。	
3	様式集 基礎審査確認リスト		第2						施設計画に関する要求水準（屋外施設-屋外運動施設） フットサルコートと兼用しないテニスコートについての記述がありますが、要求水準書にはこの記述はありません。テニスコートはすべてフットサルコートと兼用と考えてよいですか。	NO.2の回答をご参照ください。	
4	業務要求水準書	11	第2	2	(1)				事業用地の概要 雷山前原線の拡幅は、公園敷地外で行われ、敷地内には食い込まないと考えてよいですか。	業務要求水準書に提示する事業用地の面積及び別紙2に示す境界は、県道雷山前原線の拡幅後の形状（幅員9.0m）を想定した境界を提示しており、事業用地への拡幅の影響はほぼないものと考えております。 また、境界は、令和2年度に実施する県道の詳細設計において確定する予定であり、その結果により、多少の変更が生じる可能性があることにご留意ください。 なお、現況の道路高と公園の造成計画高に高低差が生じる場合は、本事業において公園敷地内へ土留めや法面等を計画してください。	
5	業務要求水準書	11	第2	2	(1)				事業用地の概要 雷山前原線の拡幅により、敷地に隣接して歩道が設置されると考えてよいですか。	県道雷山前原線の拡幅は、運動公園の事業用地の反対側に設置されている現況歩道の安全性を確保するために幅員を広げるものであり、運動公園側に歩道が設置される予定はありません。	
6	業務要求水準書	12	第2	2	(4)				周辺インフラの整備状況 電気、通信は配布資料がありませんが、問い合わせ窓口である九州電力とNTTに直接協議に行ってよいとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
7	業務要求水準書	14	第2	3	(2)	1)			多目的体育館の概要等 「⑬キッズスペース」について、P.85、86に「キッズルーム」との表記がありますが、同一の室と考えてよろしいでしょうか。同一である場合は表記を統一いただけますでしょうか。	授乳室・キッズスペースとキッズルームは同一の室を示しております。 「キッズルーム」として統一し、各記述箇所を修正します。	
8	業務要求水準書	14	第2	3	(2)	1)			多目的体育館の概要等 区分に「休憩室（カフェスペース）」とありますが、室として壁等で明確な境界で区分する必要はなく、スペースとして設けることでも良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
9	業務要求水準書	19	第2	4	(1)	3)	⑤		浸水・冠水対策 電気室の記載がありますが、受変電設備は屋内（電気室）に設置が必須条件との解釈でよろしいでしょうか。	受変電設備は、屋外への設置も可能です。 ただし、屋外へ設置する場合には、浸水・冠水への対策や緊急時の点検等にも配慮した位置に設置してください。	
10	業務要求水準書	21	第2	4	(1)	5)	④		光環境 「自然光を採り入れる際は、上部層に配置するとともに、遮光設備を設けること」とありますが、十分な遮光設備を設けていれば、低層部に開口部を設けてもよろしいでしょうか。	低層部に開口部を設けていただくことも可能です。その場合、格子を設ける等利用者の安全に配慮した計画としてください。 本回答に伴い、業務要求水準書を修正します。	
11	業務要求水準書	23	第2	4	(2)	1)			平面・動線計画 共通事項ではありますが、事業者決定後の関係機関や農業水路・ため池・水利権者等の関係者と協議を行いとありますが、曖昧な内容が多々あります。今現在の決定事項等をご教示願います。	ため池及び農業用水路の対応に関する現在の決定事項は、業務要求水準書に記載した要求事項の通りです。 詳細については、事業者の提案内容に基づいた設計を行う段階において、関係機関や水利権者等の関係者と協議・確認を行い、決定することとなります。	
12	業務要求水準書	23	第2	4	(2)	1)			平面・動線計画 「多目的体育館へ搬入した機器を2階へ運ぶ動線と利用者の動線が可能な限り交錯しないよう、機器等搬入スペースから昇降機までの動線を計画すること」とありますが、1階・2階それぞれ、外部からフラットに直接搬入できる経路があれば不要と考えてもよろしいでしょうか。	多目的体育館へ搬入する機器を2階へ運ぶ際の動線が、利用者の動線と交錯しない計画の場合、要求水準を満足するものとみなします。 ご質問にあるように、屋外から各階へ直接機器を搬入できる場合には、多目的体育館内に機器搬入用の独立した動線を確保する必要はありません。	
13	業務要求水準書	23	第2	4	(2)	1)			平面・動線計画（大型バス） 大型バスの動線の舗装構成等をご教示願います。	大型バスの動線となる公園内通路の舗装構成等については、提案の内容や各種基準書を基に、適切に設定してください。	
14	業務要求水準書	23	第2	4	(2)	2)	②	a	農業用水路 農業用水路の具体的な内容等をご教示願います。	農業用水路の対応に関する現在の決定事項は、業務要求水準書に記載した要求事項の通りです。 詳細については、事業者の提案内容に基づいた設計を行う段階において、関係機関や水利権者等の関係者と協議・確認を行い、決定することとなります。 なお、別紙1 1に、各農業用水路の断面を加えて再掲します。	

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例)								
			第1条	1	(1)						
1	(1)	ア	(7)	a	(a)						
15	業務要求水準書	24	第2	4	(2)	2)	②	a	農業用水路	<p>雨水貯留施設の規模想定のためには、対象流域を確定する必要があります。現状で農業用水路4～7に流入している管や側溝は閉鎖し、敷地外からの流入はないと考えてよろしいですか。流入を考慮する必要があるのであれば、対象流域範囲をお教えください。</p> <p>農業用水路4～7に流入している管や水路は閉鎖するものとして調整しており、一部は既に閉鎖しております。市は、雨水流出抑制施設の対象流域として、運動公園の公園区域内の雨水のみを想定しております。ただし、ため池については、用排水路1～3及びそれらに接続する水路から水を流入させる場合があります。そのため、ため池を本公園の雨水流出抑制施設として機能させる場合は、現在の貯水量に加えて、調整池として必要な貯留量を加えたものとしてください。</p> <p>なお、詳細については、事業者の提案内容に基づいた設計を行う段階において、関係機関や水利権者等の関係者と協議・確認を行い、決定することとなります。</p> <p>別紙2に、現在のため池を含む縦横断面測量成果を加えて再掲します。</p>	
16	業務要求水準書	24	第2	4	(2)	2)	②	a	農業用水路	<p>農業用水路2は、農業用水路3の上流側（農業用水路接続部）に接続する必要がありますか。あるいはため池に流入させれば位置は問わないと考えてよいですか。</p> <p>農業用水路2は、農業用水路3の上流側の用水路のほか、農業用水路2の北側の水路にも接続する必要があります。そのため、農業用水路1、2、3については業務要求水準書に記載の通り、現位置にて機能確保してください。</p>	
17	業務要求水準書	24	第2	4	(2)	2)	③		ため池改修	<p>「常時適切な水位・貯水容量を確保すること」とありますが、現状の水位・貯水容量の管理方法をご教示いただけますでしょうか。また要求されている管理レベルは、現状と同程度との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>現在、農業用としてのため池の水利用は渇水時などの限定した条件での利用のみとなっており、日常的に特別な管理は行っておりません。また、消防用としてのため池の水利用は、火災時に取水口からの放流や可搬式ポンプ等により直接取水することから、地元の水利関係者等の管理により、現状と同程度の水位・貯水量を確保しております。降雨時においては、地元の水利関係者等が、用水路の各接続箇所において分水作業を行い、ため池への水の流入・流出量を制御しています。運動公園整備後も、引き続き、地元の水利関係者等が、ため池への水の流入・流出量の管理を既存水路から行うこととしており、現状と同程度の水面管理を行うことになる予定です。なお、別紙2に、現在のため池を含む縦横断面測量成果を加えて再掲します。</p>	
18	業務要求水準書	24	第2	4	(2)	2)	③		ため池改修	<p>堤体の改修は具体的にどのような内容を想定すればよいでしょうか。</p> <p>堤体の全面的な改修内容については、No. 17の回答を踏まえ、事業者の提案によるものとします。</p>	
19	業務要求水準書	24	第2	4	(2)	2)	③		ため池改修	<p>東側の堤体の一部を撤去改修の具体的な内容を享受願います。又、里道部の北側道路、東側農地への出入り部の舗装構成及び幅員等をご教示願います。</p> <p>里道部北側道路（市道下池堤防線）の現道幅員舗装構成は道路管理者に確認してください。また、本事業により改修する里道部の幅員は、道路敷地境界に合わせて2.5～3.0mを想定しています。なお、舗装構成については、「糸島市開発行為等に関する指導規程・技術基準」に準じて、適切に設定してください。</p>	
20	業務要求水準書	24	第2	4	(2)	2)	③		ため池改修	<p>取水施設の改修に伴う接続水路の改修は、別紙11に示された「ため池改修時の工事対象範囲」と書かれた範囲と考えてよいでしょうか。</p> <p>別紙11に示す「ため池改修時の工事対象範囲」は、工事対象となる取水施設や洪水吐等の現況位置を示したものであり、事業者が提案する堤体の改修内容によっては、取水施設や洪水吐等の位置変更を伴うことが想定されます。その場合は、接続先水路の機能確保のために必要な範囲の改修を行ってください。</p>	
21	業務要求水準書	25	第2	4	(2)	2)	④		雨水排水	<p>雨水貯留施設は工事費がかさむため、規模想定を慎重に行う必要があります。そのためには564号バイパス水路に流せる流量を把握する必要があります。可能な放流量をお教えください。</p> <p>事業用地東側の564号バイパス脇の水路への許容放流量は、現在、事業用地内（別紙11農業用水路1の北側用地を除く）から東側水路へ放流している放流量としてください。なお、雨水流出抑制施設は、「糸島市開発行為等に関する指導規程・技術基準」に準じて、適切に計画してください。</p>	
22	業務要求水準書	27	第2	4	(3)	1)	⑥	a	メインアリーナ（観客席の仕様）	<p>観客席は「ベンチシートではなく、個々の座席が分かれたものを採用」とありますが、「防災機能に関する考え方」の中では、本施設は「避難者受入」とあります。折りたたみ椅子等でない観客席は、ベンチシートではなく、すべて個々の席が分かれたものを採用すればよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解の通りです。想定する各防災機能での利用ケースにおいて、観覧席を特別な用途で利用することは想定しておりません。そのため、日常利用の快適性や使いやすさを重視し、個々の座席が別れたシートの採用を求めています。</p>	
23	業務要求水準書	28	第2	4	(3)	1)	⑥	c	武道場（兼多目的運動室）	<p>「ヨガ、ダンス、ニュースポーツ等」とありますが床材を傷めないような利用に限定させていただくものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解の通りです。市は、多目的運動室として、多様な用途で利用していただくことを想定しておりますが、武道場としての機能を損ねるような利用方法を想定するものではありません。運営業務において、床材の損傷が懸念されるような利用が想定される場合には、フロアマットを敷く等の適切な保護を行ってください。また、利用規則や予約受付規定の作成において、利用条件や制限に関する事項を定め、適切な運用を行ってください。</p>	
24	業務要求水準書	28	第2	4	(3)	1)	⑥	c	武道場（兼多目的運動室）	<p>「神棚を設置できるようにすること」とありますが、本業務ではスペース及び設置装置を用意し常時は利用せず、利用者が活用するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解の通りです。</p>	

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例)								
			第1条	1	(1)						
1	(1)	ア	(7)	a	(a)						
25	業務要求水準書	28	第2	4	(3)	1)	⑥	c	武道場(兼多目的運動室)	「壁面に木刀かけを設置すること」とありますが、本業務では「木刀掛け」を整備し、「木刀」は利用者が管理するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	業務要求水準書	30	第2	4	(3)	1)	⑥	m.	授乳室・キッズスペース	キッズスペースには管理スタッフ等を常駐させず、利用者が利用者の責任において使用する室との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	業務要求水準書	30	第2	4	(3)	1)	⑥	m.	授乳室・キッズスペース	授乳室・キッズスペースをイベント時に託児のための室として利用する場合、託児スタッフの配置に要する費用や、託児に係るリスク負担はイベント主催者となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 授乳室・キッズスペース(No.7の回答により、今後は「キッズルーム」に表現を統一します)に関わらず、託児サービスの実現において必要な費用やリスク負担は、イベント主催者等の託児サービスの提供者が負うものと整理しております。
28	業務要求水準書	33	第2	4	(3)	1)	⑦	a ii	キ.非常用電源設備	「非常用電源設備は、72時間以上、稼働できるようにすること」とありますが、非常用電源設備の燃料は、更新も含めて市の負担との理解でよろしいでしょうか。	災害時に非常用電源設備を正常に移働させるため、燃料を充填、補充、交換するための費用は事業者の負担となります。 ただし、災害発生時における負担については、業務要求水準書P82等をご参照ください。
29	業務要求水準書	33	第2	4	(3)	1)	⑦	a ii	イ.動力設備	動力制御盤は原則として機械室内に設置とありますが、屋外機等機械室内に設置しない機器は、屋外となりますがその近傍に設置した方が維持管理し易いと考えられます。そのような場合は、屋外に設置でもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、屋外へ設置する場合には、浸水・冠水への対策や緊急時の点検等にも配慮した位置に設置してください。
30	業務要求水準書	34	第2	4	(3)	1)	⑦	a ii	コ.テレビ共同受信設備	映像表示設備と連携したとありますが、想定している映像表示設備をお知らせください。	体育館内に設置する電子案内板を想定しています。 その他、事業者の提案により連携する映像表示設備を設定してください。 本回答に伴い、業務要求水準書を修正します。
31	業務要求水準書	35	第2	4	(3)	1)	⑦	a ii	ソ.映像・音響設備	メインアリーナ・サブアリーナ・武道場で想定されているイベントや式典では映像設備の設置不要と考えておりますが、よろしいでしょうか。	メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・トレーニング室には常設の映像設備の設置を想定しておりません。 必要場合は、可搬式の映像設備をイベント主催者等が準備し、テレビ端子やLAN端子、音響設備等に接続して利用することを想定しています。
32	業務要求水準書	37	第2	4	(3)	1)	⑦	c ii	キ.昇降機	「各種備品や機材の移動に対応できる大きさ」とありますが、計画が1階・2階ともに外部から直接搬入できる計画であれば、エレベーターでの機器の移動は想定しないでもよろしいでしょうか。	本要求事項は、外部からの搬入ではなく、例えば、武道場とメインアリーナの階が異なる場合で、規模の大きな大会の実施時に武道場からメインアリーナに畳等を移動する場合を想定したものです。 このように、階をわたって移動させる備品や機材の移動が生じる想定施設でレイアウトを計画する場合は、昇降機での備品や機材の移動を想定してください。
33	業務要求水準書	38	第2	4	(4)	2)	①		憩いの広場(手押しポンプ式の井戸)	井戸水は、用途に応じた水質を確保としますが、具体的な用途をご教示願います。	業務要求水準書P.42「5)防災用設備」では、災害時に、井戸水を飲用水又は生活用水として活用するなどの有効活用を図ることを要求事項として示しております。 これを踏まえて、災害時及び平常時の利用ニーズを想定し、効果的な井戸水の活用方法をご提案いただくとともに、その内容に応じた水質を確保してください。
34	業務要求水準書	38	第2	4	(4)	2)	②		駐車場・駐輪場	路線バス停留所は県道564号バイパスに面した場所に設けることでよいですか。	路線バス停留所は運動公園の公園区域内に設置する駐車場近傍に設置することを想定しています。 県道564号バイパスの一部(道路区域内)を停留所として活用することは想定しておりません。
35	業務要求水準書	39	第2	4	(4)	2)	②		駐車場・駐輪場	透水性舗装や浸透柵を採用して雨水流出の抑制とありますが、雨水流出抑制施設を整備するため、舗装は、通常のアスファルトでの施工を承諾願います。	非透水性のアスファルト舗装の提案は可能です。ただし、雨水流出抑制施設のうち、透水性舗装や浸透柵等の雨水を浸透させる施設は、河川のはんらん等を防止する目的のほか、地表熱の上昇抑制や地下水の涵養も目的としたものであり、積極的な導入を期待します。
36	業務要求水準書	39	第2	4	(4)	2)	③		屋外運動施設	テニスコート4面すべてフットサルコートと兼用と考えてよいですか。	ご理解の通り、すべてのテニスコート4面をフットサルコート2面との兼用にしてください。
37	業務要求水準書	46	第3	6	(1)				業務実施体制	「開園後は統括管理業務責任者もしくは統括管理業務副責任者のいずれか1人が本公園に常駐すること」とは、いずれか1名が概ね週5日間、本公園に駐在するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、労働基準法を遵守した上で、本公園に駐在することとさせていただきます。
38	業務要求水準書	54	第5	5	(4)	③			什器備品の調達と取扱い	什器備品リストの作成や什器備品に関連する書類を整理については事業者による管理方法で対応することとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	業務要求水準書	59	第6	4	(1)	2)			利用予約等の受付体制の準備(予約システム)	「体育施設予約システムの「システム規程」を参考に」とありますが、「システム規程」を公表頂けますでしょうか。	体育施設予約システムの手引き等については、以下のホームページを参照して、内容を確認してください。 https://www.city.itoshima.lg.jp/s032/020/010/shisetu-yoyaku.html なお、体育施設予約システムの詳細については、事業契約締結後に提示する予定です。 また、「システム規程」を「システムの手引き等」とし、業務要求水準書を修正します。
40	業務要求水準書	60	第6	4	(2)	3)			開園記念行事等の実施	「開園記念行事の招待者は、本市と協議して決定」とありますが、現時点で想定される招待者の人数をお示し頂けますでしょうか。	現時点ではまだ確定しておりませんが、開園記念行事の市の招待者は、概ね、100名程度を想定しております。

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例)								
			第1条	1	(1)						
1	(1)	ア	(7)	a	(a)						
41	業務要求水準書	62	第7	1	(3)				休館日・開園時間等	フットサルコート兼テニスコートの利用時間が6時～22時までとなっておりますが、利用開始時刻は日の出時刻を鑑みて事業者にて設定してよろしいでしょうか。	フットサルコート兼テニスコートの利用開始時刻は、6時からとします。
42	業務要求水準書	62	第7	1	(3)				休館日・開園時間等	フットサルコート兼テニスコートの利用時間は6時から22時とあり、統括管理業務責任者等が本公園に常駐する時間は、9時から22時までを原則とされていますが、職員等の配置は原則9時からとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	業務要求水準書	68	第7	2	(6)	2)	①		公園施設清掃業務	「…するよう努めること」との表記と、「…すること」との記載が混在しておりますが、「…するよう努めること」に統一いただけますでしょうか。	要求事項ごとに内容を踏まえて、表現を使い分けていることから、現在の記載内容の通りとします。
44	業務要求水準書	69	第7	2	(6)	2)	③		廃棄物処理業務	廃棄物処理に係る費用のうち、利用者が持ち帰らなかったり、不法投棄等により想定外に処理費用が増えた分は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書では「利用者が廃棄するごみは、原則として持ち帰ることを利用者に周知すること」を求めているが、事業者の周知の仕方により公園に捨てられるゴミの量を抑制できることを踏まえ、利用者が持ち帰らずに捨てたゴミについては、事業者の負担により処分してください。 また、不法投棄を発見した場合には、事業者は、警察及び市に連絡の上、速やかに市と協議し、対応方法を定めるものとなりますが、事業者の適切な施設の維持管理により防ぐことが可能であることを踏まえ、不法投棄者がわからない場合の不法投棄物は、原則事業者の負担により対応してください。
45	業務要求水準書	78	第7	2	(14)	2)	①		什器備品の保守管理	什器備品は、備品シールを貼り付けた上で、備品台帳を整備することとされていますが、シール、台帳については事業者による管理方法にて対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	業務要求水準書	78	第7	2	(15)	1)			業務内容（修繕・更新業務）	修繕・更新について、「公園施設が正常に機能するために必要な一切の修繕・更新」を行うとありますが、大小問わずすべての修繕を見込むことは困難であり、事業費が膨らむ要因となることから、金額の基準を設定いただきたいと思います。50万円未満の修繕・更新は事業者にて実施し入札価格に含め、50万円超の修繕・更新は市にて別途予算措置し実施し入札価格に含めない等。	本事業においては、民間の創意工夫による長期的なライフサイクルコストの削減を期待し、経常的な修繕の他、事業者が長期修繕計画の策定を求めるとともに、この計画に基づいて、大小問わず、施設利用に伴う必要な修繕・更新を全て実施していただくことを求めています。 従って、一定の基準となる価格以下の工事のみを修繕・更新の対象とすることは想定しておりません。 なお、第三者の責に帰する事由に伴う修繕・更新や不可抗力に伴う修繕・更新については、この限りではありません。
47	業務要求水準書	78	第7	2	(15)	1)			業務内容（修繕・更新業務）	事業期間を鑑み、計画修繕・更新業務については事業者の点検結果をもとに貴市が適宜可否判断を行い、貴市が直接行うものとし、経常修繕のみを事業者の負担とすることについて検討願います。	No. 46の回答をご参照ください。
48	業務要求水準書	91	第7	3	(15)	1)			業務の内容（自動販売機管理業務）	「…電気代は本市へ支払うこと」とありますが、当該電気代は、「様式IV-3-15」の「自動販売機管理業務」の「②費用」の欄に計上すればよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。なお、自動販売機管理業務にかかる電気代等の光熱水費は、事業者が負担するものとして、個別に使用量を管理し、電気、水道等の供給事業者に支払っていただくこととします。 また、自主提案事業にかかる光熱水費については、「様式IV-6-7」の「費用」に計上することとし、自主提案事業者が負担するものとして、個別に使用量を管理し、電気、水道等の供給事業者に支払ってください。 本回答に伴い、業務要求水準書を修正します。
49	業務要求水準書別紙2								敷地測量図	敷地測量図についてCADデータをご開示いただけないでしょうか。	敷地測量図のCADデータは、希望があった場合に個別に配布します。 希望者は、令和2年2月28日までに入札説明書「7（3）提出先・問合せ先」までご連絡ください。
50	業務要求水準書別紙7								多目的体育館諸室の設備(案)	メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・トレーニング室・大会議室・小会議室の電気その他に音響設備の記載はありますが、映像設備の記載がありません。大会議室と小会議室は要求水準書の各施設・諸室計画に視聴覚設備を設置との記載がありますので映像設備を設置しますが、メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・トレーニング室には映像設備の記載がありませんので設置不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
51	業務要求水準書別紙9	4	3	表3	③				各ケースの防災機能（武道場（兼多目的運動室））	武道場の使用機材において、スクリーンは備付と記載がありますので常設との解釈でしょうか。また、プロジェクターは可搬式のもので対応でよろしいでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
52	業務要求水準書別紙16								利用料金及び減免の考え方（利用料金の上限額）	専用利用・個人利用における「利用料金の上限額」の表に記載の金額は消費税込み(10%)の金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
53	業務要求水準書別紙17								本市又は関連団体（体育協会等）による大会等の開催実績	利用料金収入を精査するため、別紙17に記載の過去の大会実績につきまして、各大会の利用料金の減免の有無及び減免割合を公表頂きますでしょうか。	各大会における減免の状況について、別紙17に追加して再掲します。

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			記載例)								
			第1条	1	(1)						
1	(1)	ア	(7)	a	(a)						
54	業務要求水準書別紙20								独立採算で実施する業務及び自主提案事業の一覧(自主事業③)	「壁面を活用したボルダリング」につきまして、「管理許可に伴う使用料」の計算方法をお示し頂けますでしょうか。	壁面を活用したボルダリングを行う場合の管理許可に伴う使用料は、ボルダリングを行う際に必要となる区域の面積(競技のスペース、休憩のスペース、管理用スペース等、必要となる全てのスペースを含む区域の面積)に、公園施設を管理する場合の1平方メートルあたりの使用料を乗じて算定します。 公園施設を管理する場合の1平方メートルあたりの使用料は、屋内の場合は、「建物の公園施設を管理する場合」の使用料を、屋外の場合は、「建物以外の公園施設を管理する場合」の使用料を利用します。 壁面を活用したボルダリングをご提案いただく場合は、屋内、屋外に関わらず、ボルダリングのために利用するエリアを自主提案事業者が管理許可に基づき利用するエリアとして、他のエリアと明確に区分して提案してください。
55	基本協定書(案)	3	第5条						契約締結の手順	5項に「議決を得られたときに本契約の効力が発生するものとする」とあり、6項には「議決を得られることを停止条件として本契約の効力が発生するものとする」とありますが、この意味の違いを具体的に教えてください。	各項の違いは以下の通りであり、第5項は議会の承認が必要な契約となります。 (第5項) 基本契約、建設工事請負契約及び設計・工事監理業務委託契約は、市議会の議決を得られたときに本契約としての効力が発生します。 (第6項) 維持管理・運営業務委託契約は、基本契約、建設工事請負及び設計・工事監理業務委託契約が本契約としての効力を発生した場合に、本契約としての効力が発生します。
56	基本協定書(案)	4	第8条	2					本事業契約不調の場合における処理	「当該超過費用は合理的な範囲で帰責事由のある構成企業が連帯して負担する」とありますが、当該帰責事由のある構成企業が1社と確定できる場合、他の構成企業に連帯責任は無いものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。帰責事由のある構成企業が1社である場合は、その構成企業が単独で負担することになります。
57	基本契約書(案)	7	第15条						市の解除権	第15条2により、いずれかの構成企業が基本契約に違反したことにより基本契約を解除された場合には、すべての構成企業が違約金の連帯債務を負うと理解できます。その場合、第7条～13条に各業務についての記載があり、これら各業務について債務不履行や要求水準未達による契約解除がなされた場合にも構成企業全社による違約金の連帯債務を負うことになるのでしょうか。	本施設の設計、建設及び工事監理業務、維持管理・運営業務の各業務にかかる債務不履行や要求水準未達による契約解除がなされた場合は、それぞれの個別契約の対象となる構成企業が連帯債務を負うこととなります。
58	設計・工事監理業務委託契約書(案)								契約の分離	設計業務を行うが工事監理業務を行わない建設工事担当企業が予定されており、業務を行わない範囲に連帯債務が発生することを避けるために、設計契約と工事監理契約を分離し、それぞれ個別契約としていただけますでしょうか。	設計契約と工事監理契約の分離は可能です。 ただし、本市は、本事業を特定事業として設計から建設、維持管理・運営まで事業者に一体的に委ねることにより、各事業者がそれぞれ責任をもって参画し、効果的・効率的に事業が推進されることを期待しております。 契約を細分化することは、契約の煩雑さが増すほか、管理も行き届かなくなることが想定されることから、契約の分割は、設計、工事監理、建設、維持管理・運営の4つの業務までとします。
59	建設工事請負契約書(案)								契約の分離	多目的体育館の建設工事を行うが屋外施設に係る工事を行わない企業が予定され、業務を行わない範囲に連帯債務が発生することを避けるために、多目的体育館の建設工事請負契約と、屋外施設の造成・整備等工事請負契約を分離し、それぞれ個別契約としていただけますでしょうか。	建設業務を細分化した契約は認められません。 本市は、本事業を特定事業として設計から建設、維持管理・運営まで事業者に一体的に委ねることにより、各事業者がそれぞれ責任をもって参画し、効果的・効率的に事業が推進されることを期待しております。 契約を更に細分化することは、契約の煩雑さが増すほか、管理も行き届かなくなることが想定されることから、契約の分割は、設計、工事監理、建設、維持管理・運営の4つの業務までとします。